

## 随意契約理由書

件名	東部市場第2 冷蔵庫棟冷蔵冷凍設備保守点検業務
契約の相手方	株式会社 前川製作所
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号 に該当
<b>随意契約の理由</b> <p>本業務は、冷蔵冷凍設備の各機器の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、定期保守点検及び故障等発生時の緊急保守等の業務を行うものである。</p> <p>本設備は24時間・365日稼働しており、市場内の冷蔵冷凍品の商品を保管し、生鮮食品等を扱う市場にとって、商品の鮮度維持の為に重要な設備である。</p> <p>本設備が、停止すると鮮度維持の為に温度が維持できず、場内事業者が保管している冷蔵品及び冷凍品に、多大な損害を与える恐れがある。</p> <p>その為、定期保守点検及び故障等発生時の緊急保守等の業務を行う必要がある。</p> <p>本冷蔵冷凍設備は、平成12年に(株)前川製作所により設計施工された設備であり、地球環境に影響を与えることの少ない自然冷媒(アンモニア)を採用し、同社の独自システムで構成されている。</p> <p>したがって、上記整備の実施に当たっては、製作者しか知り得ない制作図書等の技術資料が不可欠であり、設計・施工会社である同社でしか履行できない。</p> <p>よって、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場管理係 (電話番号078-413-7074)